

【飯綱町】 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数（人）	649	639	626	613	600	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数（台）		734	-15	-30	-44	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数（予備機除く）（台）		639				・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの		639				・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	100%	102%	104%	107%	・{(当該年度までの③の合計)/①}×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数		95				・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合は、当該台数も算入する。
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		95				・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑧ 予備機整備率		15%				・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	・令和2年度に整備した端末が法定耐用年数を経過し、経年劣化等による故障が増加していることから、小学校、中学校共に令和7年度に一斉更新する。 ・予備機については、「GIGAスクール構想の実現学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」に基づき、端末故障等の際に、迅速な対応と教育活動の継続性を確保するため、児童生徒数に対し15%の端末を整備する。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:775台 ○処分方法 ・処分事業者へ委託 : 775台(令和7年度) ○端末のデータの消去方法 ・処分事業者へ委託する ○スケジュール(予定) 《小学校・中学校》 令和7年11～12月 処分事業者 選定 令和8年1～3月 使用済端末の事業者への引き渡し					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由						

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。

【飯綱町】 ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合(%)	100%	100%				・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮した学校規模ごとの通信帯域が確保されている状態。(R6.5時点)
②簡易アセスメントの実施計画		実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施	・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画						・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・現在学校のICT環境については課題は発生していないが、毎年学校へのヒアリングや協議により必要に応じて簡易なアセスメントを実施する予定である。 (令和7年度については、更新に合わせ簡易なアセスメントを実施する予定。課題等が発生した場合はアセスメント実施事業者及びネットワーク構築事業者と対策を協議し、予算措置を講じ、十分な通信環境を整備する。)					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)	・					

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の13ページを参考に作成。

【飯綱町】校務DX計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
共通項目	FAX・押印の原則廃止に取り組んだ学校の割合	0%	100%				・クラウドツールの未活用やFAXでのやり取り・押印の見直し、不合理な手入力作業の一掃については、校務の効率化・ペーパーレス化の大きな阻害要因になっているものであることに十分留意すること。
	不合理な手入力作業の一掃に取り組んだ学校の割合	20%	100%				
	クラウド環境を活用した校務DXの徹底に取り組んだ学校の割合	20%	100%				
選択項目	1.児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、PC・モバイル端末等から受けつけ、学校内で集計している学校の割合	100%					・自治体として力を入れたい内容をリストから選択する。 ・選択肢はGIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリストの34項目より作成。自己点検の結果等を踏まえつつ、教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題を選択する。
	3.学校から保護者へ発信するお便り・配布物等をクラウドサービスを用いて一斉配信している学校の割合	100%					
	5.保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計している学校の割合	100%					
課題と解決策の具体	教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題	・保護者・外部とのやり取りで押印・署名が必要な書類があることにより、書類の印刷、押印、スキャン、ファイリングといった作業負担が生じている。					
	教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題の解決策	・学校ICT教育支援として、ICTサポートとして業者に継続委託し、学校訪問等により教職員らの質問や操作に対する支援を行い、教職員間の格差解消を行う。 ・教職員及び学校間のICT知識・ICT教育の取組みの差が生じている。					
	校務系ネットワーク・システム等の現状分析や、望ましい校務の在り方に関する検討の計画	・導入済の校務支援システムを核に、校務データの適切な管理・運用方法を確立するため、現場の教職員の意見も取り入れつつ、実効性の高い校務DXの実現に向けた具体的な検討を進めていく。					

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の14ページを参考に作成。

【飯綱町】 1人1台端末の利活用に係る計画

項目	内容	※留意事項
①1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿	・児童生徒一人ひとりの個別最適化された学習進度に合わせた指導体制の構築や授業改善を推進するとともに、より協働的に創造性を育み資質・能力の伸長に資するICT教育環境を構築し、学習活動の一層の充実を図る。	・学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月）等の内容並びにこれらに引き続く政府の議論も踏まえ、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク等を通じて実現を目指す学びの姿を記載する。
②GIGA第1期の総括	ネットワーク環境と1人1台端末を整備できたことにより、授業等日常で一般的に使われるなど、ICTを活用した教育の浸透を図ることができた。 また、数代ではあるが大型提示装置(電子黒板)を導入できたことにより、協働的で探究的な学びの推進に向けて、質の高い教育環境を整えられた。	・①も念頭に、令和5年度までの間にGIGAスクール構想の実現に向けて実施してきた端末と通信ネットワークの整備や、これらを活用した学びの実践のための取組等の総括を行い、その結果を記載するとともに、明かになった課題については、その解決策とともに記載する。
③1人1台端末の利活用方策	【1人1台端末の活用】 ・児童生徒に対して1人1台端末を整備することにより、学習場面に応じて学習ツールとして使いこなし、自ら学びを深めていくために、児童生徒が主体的に学びを深めるためのデジタル学習コンテンツやプラットフォームを活用することにより、個別最適・協働的な学びを推進していく。 【個別最適・協働的な学びの一体的な充実】 ・学習支援ソフトを活用した自由進度学習において、個々の成果や課題をフィードバックする機能等を用いることで、児童生徒の学習状況を教職員が把握し、孤立した学びを防ぎながら、地元IT企業と連携・協力しながら課題解決を支援する授業実践を促進したい。 【学びの保障(臨時休業等の緊急時・不登校対策・特別支援教育・外国人児童生徒)】 ・クラウドサービスを活用し、オンラインで課題を共有することや、リアルタイムでオンライン授業を行うことで、不登校児童生徒のみならず、インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖等の場合でも、自宅にしながら学校と変わらない学習環境を提供し、双方向性のある授業実践や個別の学習支援を行う。 ・障害のある児童生徒に対しても、1人1台端末をはじめとしたICT機器を活用することにより、個々のニーズに合わせた学習環境を提供することで、学びを保障する。	・①及び②を踏まえ、端末の利活用方策を記載する。その際、1人1台端末の活用、個別最適・協働的な学びの一体的な充実、学びの保障の視点に触れて方策を記入する。 端末の利活用の前提として、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持することを明記する。

※この計画は「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」の15ページを参考に作成。